



島根県報

平成16年 2月20日 (金)
第 1,548 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報の一部改正	(総 務 課) 1
換地処分	(農 村 整 備 課) 1
保安林の指定 (2 件)	(森 林 整 備 課) 2
保安林の指定の解除	(") 3
保安林予定森林	(") 3
保安林の指定施業要件の変更	(") 3
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課) 4
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課) 5
道路の供用開始	(") 7
公有水面埋立ての免許	(河 川 課) 7
兼用工作物管理協定の成立	(") 9
都市計画事業の認可	(都 市 計 画 課) 10
都市計画事業変更の認可	(") 10
公 告	
都市計画決定の図書の縦覧	(都 市 計 画 課) 10
開発行為に関する工事の完了	(") 11

告 示

島根県告示第164号

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報 (平成14年島根県告示第798号) の一部を次のように改正し、平成16年 2月20日から施行する。

平成16年 2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

表の非常勤嘱託員選考試験の項の次に次のように加える。

島根県育休代替職員登録試験	総合得点及び総合順位	"	"
---------------	------------	---	---

島根県告示第165号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第54条第 3 項の規定により、大原郡木次町土地改良区理事長から川上地区における換地処分を平成16年 2月 5日付けで行った旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

簸川郡多伎町大字小田1634 1、1635 1、1637、1637 1、1639、1639 1、1639 2、1640、1640 1、1645 1から1645 3まで、1645 5、1646 1、1648、1648 1、1649、1650 1から1650 3まで、1652 2、1654 1、1654 3、1654 5から1654 7まで、2201 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第167号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林の所在場所

那賀郡弥栄村大字小坂449 1

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

那賀郡弥栄村大字野坂16 1から16 3まで、19、20、21 1、723、725

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び弥栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字高津屋字朝日496 24、大字吉野字古鑪向666 19

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第169号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

那賀郡金城町大字七条口515 1、口517 3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第170号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
能義郡伯太町大字下十年畑687 1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第171号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 起業者の名称
横田町
- 2 事業の種類
鳥上地区農業集落排水資源循環統合補助（処理場建設）事業
- 3 起業地
 - イ 収用の部分
島根県仁多郡横田町大字大呂地内
 - ロ 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
鳥上地区農業集落排水資源循環統合補助（処理場建設）事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である横田町は、国庫補助金、地方債により既に財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業の施行により得られる利益は、し尿及び生活雑排水の処理による農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善並びに公共用水域の水質保全である。
一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。
で述べた得られる利益と で述べた失われる利益と比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

また、本件事業に係る起業地は、農業集落排水処理場の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

よって、本件事業は法第20条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

横田町においては、家庭や集会所等の施設について水洗化率100%を目指して公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業等の事業を進めており、本件事業計画地域は、農業集落排水事業実施地区として 5 地区目であって早急に事業を実施する必要があることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

横田町役場

島根県告示第172号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	375号	邑智郡大和村大字潮村91番 2 地先から同大字84番 3 地先まで	前	メートル 6.00 ~ 10.00	メートル 245.00	川 本 土 木 建 築 事 務 所	道路改良工事 拡幅
			後	8.00 ~ 11.00	245.00		
県 道	吉田頓原線	飯石郡吉田村大字吉田2555番 4 地先から同大字3315番 9 地先まで	前 A	4.00 ~ 12.00	185.00	木 次 土 木 建 築 事 務 所	道路改良工事 上記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解 消 村道移管
			前 B	12.00 ~ 39.00	100.00		
		後 B	12.00 ~ 32.00	100.00			
"	杉戸仁多線	飯石郡吉田村大字吉田字杉戸500番 4 地先から同大字字梅木536番 2 地先まで	前 A	4.00 ~ 12.00	765.00	木 次 土 木 建 築 事 務 所	" 上記の A 及び B は関係図に表示 する敷地の区分 をいう。 ダブルウェイ解 消 村道移管
			前 B	7.00 ~ 28.00	698.00		
			後 B	7.00 ~ 26.00	698.00		

		飯石郡吉田村大字吉田 字梅木536番2地先から 同字536番3地先まで	前	26.50 ~ 28.00	22.50		"	減幅 村道移管		
			後	7.00 ~ 28.00	22.50					
"	川本波多線	邑智郡邑智町大字粕淵 584番4地先から同大 字582番1地先まで	前	4.00 ~ 8.00	47.00	川本土木 建築事務所	"	拡幅 仮設道設置		
			後	12.00 ~ 15.00	47.00					
		邑智郡邑智町大字築瀬 492番5地先から同大 字386番5地先まで	前	15.00 ~ 52.00	251.00					
			後	28.00 ~ 135.00	140.00					
"	羽須美大和 線	邑智郡大和村大字都賀 西709番1地先から同 大字711番1地先まで	前	3.00 ~ 4.00	208.00	"	"			
			後	6.50 ~ 29.00	206.00	"	"			
"	邑智赤来線	邑智郡邑智町大字九日 市412番1地先から同 大字425番2地先まで	前	12.00 ~ 22.00	96.00	川本土木 建築事務所	"	上記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ		
			後	12.00 ~ 24.00	96.00					
		邑智郡邑智町大字九日 市425番2地先から同 大字783番1地先まで	前 A	4.00 ~ 7.00	403.00					
			後	A	4.00 ~ 7.00				403.00	
				B	11.00 ~ 32.00				452.00	
		邑智郡邑智町大字九日 市783番1地先から同 大字788番1地先まで	前	8.00 ~ 10.00	56.00				"	拡幅
			後	10.00 ~ 14.00	56.00					
		"	高見出羽線	邑智郡瑞穂町大字高見 644番8地先から同大 字1167番1地先まで	前				14.00 ~ 31.00	83.00
後	14.00 ~ 38.00				83.00	"	"			
"	浜田作木線	邑智郡羽須美村大字阿 須那548番4地先から 同大字1903番地先まで	前	6.00 ~ 35.00	752.00	川本土木 建築事務所	"	"		
			後	6.00 ~ 36.00	752.00					
		邑智郡瑞穂町大字伏谷 122番3地先から同大 字938番1地先まで	前	5.00 ~ 14.00	940.00					
			後	9.00 ~ 29.00	940.00					

"	浜田八重可部線	那賀郡金城町大字今福574番2地先から同大字1598番9地先まで	前	A	6.00~ 28.00	324.00	浜田土木建築事務所	"	上記のA及びBは建機図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	13.50~ 42.00	300.00			
			後	B	13.50~ 42.00	300.00			
"	浜田作木線	那賀郡金城町大字今福574番2地先から同大字1598番9地先まで	前	A	6.00~ 28.00	324.00	浜田土木建築事務所	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	13.50~ 42.00	300.00			
			後	B	13.50~ 42.00	300.00			
"	六日市匹見線	鹿足郡六日市町大字七日市725番地先から同大字8番地先まで	前	A	5.00~ 14.00	744.00	津和野土木事務所	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	14.00~ 25.00	750.00			
			後	B	14.00~ 25.00	750.00			

島根県告示第173号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡大和村大字長藤599番1地先から同大字607番1地先まで	メートル 160.00	平成16年 2月20日	川本土木建築事務所	
県道	川本波多線	邑智郡邑智町大字粕淵584番4地先から同大字582番1地先まで	47.00	"	"	
"	"	邑智郡川本町大字川本81番6地先から同大字6番4地先まで	865.00	"	"	
"	"	邑智郡邑智町大字乙原848番1地先から同町大字築瀬315番2地先まで	1,791.00	平成16年 2月23日	"	

島根県告示第174号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成16年2月20日

島根県知事 澄田信義

1 免許日

平成16年2月9日

2 免許受入

ア 出願人 広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社

イ 代表者 広島県広島市南区皆実町一丁目8番7号 代表取締役 白倉茂生

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県八束郡鹿島町大字片句663番4に接する国有海浜地地先から同所654番66地先までの公有水面

イ 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成8年1月5日付け島根県告示第1号による地籍図の成果（鹿島町片句、平成7年12月19日認証）に基づく公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 島根県八束郡鹿島町大字片句字大称津2955番地の1の国土地理院大称津三等三角点（北緯35度32分1秒8215、東経132度59分34秒2755）から358度25分8秒、1,141.789メートルの地点

の地点 の地点から123度00分00秒、53.555メートルの地点

の地点 の地点から90度00分00秒、465.000メートルの地点

の地点 の地点から180度00分00秒、144.381メートルの地点

ただし、次表に示す区域内に存在する岩礁1から3を除く。なお、岩礁は各々の起点から通過点を通り起点に至る平成8年1月5日付け島根県告示第1号による地籍図の成果（鹿島町片句、平成7年12月19日認証）に基づく公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

岩礁番号	測点	大称津三等三角点からの方位角	大称津三等三角点からの距離
1	起点G1	359度37分46秒	1,125.648メートル
	通過点G7	0度15分38秒	1,104.981メートル
2	起点G12	359度29分01秒	1,111.715メートル
	通過点G16	359度48分10秒	1,111.177メートル
3	起点G20	359度45分45秒	1,103.529メートル
	通過点G25	0度00分43秒	1,101.510メートル

ウ 面積

67,548.29平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県八束郡鹿島町大字片句944番地先から同所654番124に接する国有海浜地地先までの公有水面並びに同所654番110から同所654番1の一部の陸域の区域

イ 区域

次のS1の地点からS6の地点までを順次直線で結んだ線、S6の地点とS7の地点を結ぶ平成8年1月5日付け島根県告示第1号による地籍図の成果（鹿島町片句、平成7年12月19日認証）に基づく公有水面と陸地との境界線、S7の地点からS10の地点までを順次直線で結んだ線、S10の地点とS11の地点を結ぶ中国電力株式会社の敷地境界線及びS11の地点とS1の地点を結ぶ平成8年1月5日付け島根県告示第1号による地籍図の成果（鹿島町片句、平成7年12月19日認証）に基づく公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

S 1 の地点 島根県八束郡鹿島町大字片句字大称津2955番地の 1 の国土地理院大称津三等三角点 (北緯35度32分 1 秒8215、東経132度59分34秒2755) から348度52分44秒、1,526.547メートルの地点

S 2 の地点 S 1 の地点から33度00分00秒、244.202メートルの地点

S 3 の地点 S 2 の地点から123度00分00秒、349.773メートルの地点

S 4 の地点 S 3 の地点から90度00分00秒、963.037メートルの地点

S 5 の地点 S 4 の地点から165度00分00秒、482.998メートルの地点

S 6 の地点 S 5 の地点から180度00分00秒、361.399メートルの地点

S 7 の地点 S 6 の地点から267度07分55秒、730.542メートルの地点

S 8 の地点 S 7 の地点から270度00分00秒、54.586メートルの地点

S 9 の地点 S 8 の地点から231度00分43秒、335.698メートルの地点

S 10 の地点 S 9 の地点から270度00分00秒、440.642メートルの地点

S 11 の地点 S 10 の地点から10度55分07秒、727.247メートルの地点

ウ 面積

1,322,847.85平方メートル

4 埋立地の用途

発電所用地

島根県告示第175号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第 1 項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、島根県大田土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年 2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 河川の名称

二級河川静間川水系三瓶川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

大田市長久町長久字上川原八 4 番 3 地先から

大田市大田町大田字南代イ66番 3 地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 大田市長 熊谷國彦

大田市大田町大田口1111番地

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設 (路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。) の新設 (道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲にあるものの維持管理
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成15年 9月18日から道路の存続する日まで

島根県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
出雲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画道路事業3・4・19号医大前新町線
- 3 事業施行期間
平成16年2月20日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
出雲市塩冶町及び塩冶町字六反
 - (2) 使用の部分
なし

島根県告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
松江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成9年島根県告示第878号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・6東津田鼻曲線
- 3 事業施行期間
平成9年10月31日から平成19年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
温泉津都市計画伝統的建造物群保存地区

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 2 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字出雲郷字大木784番 1 外 4 筆

面積 1,114.00平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡東出雲町大字出雲郷747の 1

有限会社 藤谷産業 代表取締役 古藤武好

